

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正
 (保険医療課) 7
- 亀岡市介護保険条例の一部改正
 (高齢福祉課) 8
- 亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正
 (高齢福祉課) 10
- 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 (病院総務課) 32
- 亀岡市都市公園条例の一部改正
 (都市計画課) 33
- 亀岡市議会基本条例の一部改正
 (議会事務局) 33
- 亀岡市議会委員会条例の一部改正
 (議会事務局) 34
- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 34

—— 規 則 ——

- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正
 (高齢福祉課) 41
- 亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則の一部改正
 (都市計画課) 42
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正
 (企画調整課) 45
- 亀岡市財務規則の一部改正 (会計課) 52
- 亀岡市庁議等に関する規則等の一部改正
 (企画調整課) 52

- 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正
 (都市計画課) 56
- 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正
 (人事課) 57
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正
 (税務課) 58
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正
 (保険医療課) 61
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正 (高齢福祉課) 61

—— 告 示 ——

- 個人市府民税の申告期限の延長
 (税務課) 64
- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱
 (ふるさと創生課) 64
- 公示送達 (高齢福祉課) 67
- 公示送達 (保険医療課) 68
- サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 69
- 公示送達 (税務課) 69
- 亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 69
- 亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 70
- 公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課) 70
- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 70

○南丹都市計画生産緑地地区の変更による 函書の縦覧 (都市計画課)	71	○南丹都市計画下水道事業 (亀岡市公 共下水道) の事業計画変更の認可 (都市計画課)	93
○公示送達 (高齢福祉課)	72		
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	75		
○公示送達 (税務課)	75	訓 令	
○公示送達 (税務課)	76	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課)	94
○令和3年度分固定資産税に係る土地価 格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課)	76	○亀岡市総合計画策定推進委員会設置規 程等の一部改正 (企画調整課)	95
○亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱 (ふるさと創生課)	76	公 告	
○亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の 一部改正 (保険医療課)	78	○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	97
○亀岡市政モニター設置要綱等の一部改 正 (企画調整課)	79	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	103
○指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課)	80	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変 更による計画書の縦覧 (農林振興課)	104
○指定介護予防支援事業者の指定 (高齢福祉課)	80	○亀岡市大井町南部土地区画整理組合の 事業計画変更の認可 (都市計画課)	105
○特定子ども・子育て支援施設等の告示 (保育課)	81	○施行地区及び設計の概要を表示する図 書の縦覧 (都市計画課)	106
○亀岡市景観計画の一部変更による函書 の縦覧 (都市計画課)	82	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	107
○公示送達 (保険医療課)	83		
○指定区域の指定に係る函書の縦覧 (都市計画課)	84	任免及び辞令	
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	86	議会事務局欄	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	86	規 則	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	87	○亀岡市議会会議規則の一部改正	108
○亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の 一部改正 (土木管理課)	88	監査委員欄	
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	89	公 表	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	91	○平成2年度定期監査及び行政監査	109
		教育委員会欄	
		規 則	
		○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則 の一部改正	112

○亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正	112	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	119
○亀岡市文化資料館条例施行規則の一部改正	113	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示	120
—— 教育長訓令 ——		○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	120
○学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程及び亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正	114	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示	120
○亀岡市共同学校事務室運営規程	115	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	121
選挙管理委員会欄		○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始	121
—— 告 示 ——		—— 公 告 ——	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	116	○公共下水道事業計画の変更案の縦覧	122
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	116	市立病院欄	
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	117	—— 公 告 ——	
農業委員会欄		○亀岡市立病院職員採用試験の結果	123
—— 公 告 ——		○亀岡市立病院職員採用試験の結果	123
○令和3年3月定例総会の開催	117		
上下水道部欄			
—— 規 程 ——			
○亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正	118		
—— 告 示 ——			
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	119		
○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示	119		

公布された条例のあらまし

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
 - (1) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとする事とした。
 - (2) 被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定において、他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、長期譲渡所得の算定方法に係る規定を整備することとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第8期介護保険事業計画の実施に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めることとした。
- 2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定することとした。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者		同 左	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第5段階	基準額	基準額	基準額	同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者		同 左	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		同 左	
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者		同 左	
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者		同 左	

- 3 平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い意図しない影響や不利益が生じないように見直しを行うこととした。
- 4 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 5 この条例は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の保険料から適用することとした。

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次のとおり規定整備を図ることとした。
 - (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を改めることとした。
 - (2) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を改めることとした。
 - (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めることとした。
 - (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を改めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合において、当該病院長がフルタイム会計年度任用職員であるときは、フルタイム会計年度任用職員の例により算定した給与を支給する旨を定めることとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡駅前土地区画整理事業により設置された公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定することとした。

名 称	位 置
駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり
亀岡市税条例等の一部を改正した。
 - (1) 宅地等及び農地の負担調整措置について、
据置年度において価格の下落修正を行う等
の措置を継続することとした。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症による納税者
の負担感に配慮して、令和3年度に限り、
税額が増加する土地について、前年度の税
額に据え置く特別な措置を講じることとし
た。
 - (3) 所得税額から控除しきれない住宅ローン
控除額を現行制度と同じ控除限度額の範囲
内で個人住民税から控除することとした。
 - (4) 軽自動車税環境性能割の税率区分を見直
すとともに、税率を臨時的に軽減する措置
を延長することとした。
 - (5) 環境に配慮した車両に対するグリーン化
特例（軽課）の区分を見直し、延長するこ
ととした。
 - (6) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定め
ることとした。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行し
た。

条 例

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市
条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第35条の2第1項」の
次に「、第35条の3第1項」を加える。

第20条第1項第1号中「地方税法第314
条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第
314条の2第2項第1号に定める金額（世帯
主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及
び特定同一世帯所属者（次号及び第3号におい
て「世帯主等」という。）のうち給与所得を有
する者（前年中に同条第1項に規定する総所得
金額に係る所得税法第28条第1項に規定する
給与所得について同条第3項に規定する給与所
得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定
する給与等の収入金額が550,000円を超
える者に限る。）をいう。以下この号において
同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有す
る者（前年中に地方税法第314条の2第1項
に規定する総所得金額に係る所得税法第35条
第3項に規定する公的年金等に係る所得につい
て同条第4項に規定する公的年金等控除額の控
除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては

当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第2項中「地方税法第313条第3項」との次に「、1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とを加える。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条第1項、第20条第1項及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例(平成12年亀岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「合計所得金額」の次に「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34

条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」を、「1,200,000円未満」の次に「である者」を加え、同項第7号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号ア中「2,000,000円以上3,000,000円未満」を「2,100,000円以上3,200,000円未満」に改め、同項第9号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

第11条の2第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則第10条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度

における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年亀岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第34条)」

を

「第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第34条)」

第6章 雑則(第35条)」

に改める。

第3条第5項を削る。

第3条第6項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等

関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。第3条第7項を削る。

第6条第2項中「管理者は、」の次に「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する」を、「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第13条第1項中「同条第1項」を「法第46条第2項」に改める。

第16条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならな

い。)」を加え、同号ただし書中「ただし、」の次に「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加える。

第16条第14号中「、歯科医師」を「若しくは歯科医師」に改め、同号を同条第13号の2とする。

第16条中第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第16条第17号ただし書を削り、同号を同条第16号とする。

第16条中第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

第16条第20号中「市長」を「厚生労働大臣」に改め、「が定める回数以上の訪問介護」の次に「(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)」を加え、「当該計画に当該回数以上の」を「当該居宅サービス計画に」に、「当該計画を」を「当該居宅サービス計画を」に改め、同号を同条第18号の2とし、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生

労働大臣が定める基準(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準をいう。)に該当する場合であって、かつ市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条中第21号を第19号とし、第22号を第19号の2とし、第23号から第30号までを3号ずつ繰り上げる。

第21条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 事故発生時における対応方法

第22条に次の1項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専

門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第2項第2号エ中「第15号」を「第14号」に改める。

第34条中「同条第1項」を「法第46条第2項」に改め、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第34条において準用する場合を含む。))及び第16条第24号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第1項中「第20号」を「第18号の2」に改める。

附則第2項の見出しを「(管理者に係る経過措置)」に改め、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護支援専門員」の次に「(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)」を加え、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)」については、第6条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)」を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である

介護支援専門員を」とする。

(亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第36条)」

を

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第36条)」

第7章 雑則(第37条)」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担

当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条第9号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の

同意を得なければならない。)」を加える。

第36条の次に次の章名及び1条を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第36条において準用する場合を含む。))及び第34条第26号(第36条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 亀岡市指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年亀岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準(第199条—第205条)」

を

「第4節 運営に関する基準(第199条—第205条)」

第10章 雑則(第206条)」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第5項第1号中「介護事業所をいう。」の次に「第50条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「介護事業所をいう」の次に「。第50条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「指定特定施設をいう」の次に「。第50条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「介護事業所をいう」の次に「。第50条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「介護事業所をいう。」の次に「第50条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「特定施設をいう。」の次に「第50条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「福祉施設をいう。」の次に「第50条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「介護事業所をいう。」の次に

「第50条第4項第8号及び」を加える。

第33条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
第34条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第62条の17第1項及び第90条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第42条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第50条第1項第1号中「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる

る。」を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービス

の提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第58条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
第59条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第59条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はそ

の家族等からの通報を受けることができる。
第59条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第62条中「第35条から第40条まで」を「第34条の2から第40条まで」に、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「第21条」の次に「、第34条の2第2項」を加え、「第35条及び第36条」を「第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改める。

第62条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
第62条の13第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そ

の他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第62条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第62条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第62条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第62条の20中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第62条の20の3中「第24条、第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と」の次に「、第34条の2第2項」を加え、「第36条中」を「第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「及び第62条の13第3項」を「、第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第62条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第62条の36第1項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第62条の38中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、「、第36条中「運営規程」とあるのは「第62条の34に規定する重要事項に関する規程」と」を削り、「この場合におい

て、」の次に「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」の次に「、第36条第1項中「運営規程」とあるのは「第62条の34に規定する重要事項に関する規程」と」を、「第62条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第67条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第69条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第68条第2項中「第85条第7項」の次に「、第113条第9項」を加える。

第69条第1項中「できるものとする」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第76条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第36条から第40条まで」の次に「、第42条の2」を、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「第62条の13第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第85条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福

祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第86条第3項中「第114条第2項」を「第114条第3項」に改める。

第90条中「召集」を「招集」に改め、「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第103条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
第104条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで

（次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると市長が認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第111条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同

項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を、「第62条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第113条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第113条第5項中「共同生活住居ごと」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと」に改め、同項ただし書中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該

指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第114条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第116条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第120条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第131条において準用する第62条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第124条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第125条中第7号を第8号とし、第6号

の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項
第126条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第131条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」との次に「、第62条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第141条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第148条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
第149条第4項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第152条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第62条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第154条に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第154条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第154条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士若しくは」の前に「生活相談員、」を加え、同条第13項中「老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第160条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第161条第6項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第166条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第166条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第171条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
第172条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第174条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第178条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第180条中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を、「重要事項に関する規程」と、の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ

るのは「従業者」とを削る。

第183条第1項第1号イ(ロ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号イ(ハ)を次のように改める。

(ハ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第185条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第189条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
第190条第4項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第192条中「第30条」の次に「、34条の2」を、「第40条」の次に「、第42

条の2」を、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」とを削る。

第205条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第42条、第43条」を「第42条から第43条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とを削り、「第8章第4節」を「第9章第4節」に改め、「と、第62条の13」の次に「第3項及び第4項並びに第62条の16第2項第1号及び第3号」を加え、同条の次に次の章名及び1条を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第206条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第62条、第62条の20、第62条の20の3、第62条の38、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。)、第118条第1項、第139条第1項及び第158条

第1項（第192条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第89条—第92条）」

を

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第89条—第92条）」

第5章 雑則（第93条）

に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第11条第1項中「できるものとする」の次に「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研

修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよ

う努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第51条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第46条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「行うもの(以下)の次に「この章において」を加える。

第59条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
第60条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市

長が認めた日から市町村介護保険事業計画

(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市長が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第67条中「第27条、第29条」の次に「、第29条の2」を、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第73条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員

数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第5項中「共同生活住居ごと」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごと」に改め、同項ただし書中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第74条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者

をもって充てることができる。

第76条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項中「確保しなければならない」の次に「。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第25条、第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第

40条」を「第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第2号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第92条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者

及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止

のための措置に関する事項を除く。）」とし、第2条の規定による改正後の亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定介護予防支援等基準条例第20条（第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、第3条の規定による改正後の亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第33条、第58条、第62条の12（新指定地域密着型サービス基準条例第62条の20の3において準用する場合を含む。）、第62条の34、第76条、第103条（新指定地域密着型サービス基準条例において準用する場合を含む。）、第125条、第148条、第171条及び第189条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第33条、第58条、第62条の12（新指定地域密着型サービス基準条例第62条の20の3において準用する場合を含む。）、第62条の34、第76条、第103条（新指定地域密着型サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。）、第125条、第148条、

第171条及び第189条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、第4条の規定による改正後の亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第28条、第59条及び第82条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用につい

ては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし、新指定地域密着型サービス基準条例第34条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第62条、第62条の20、第62条の20の3、第62条の38、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新指定介護予防支援等基準条例第23条の2（第36条において準用する場合を含む。）の規定の適用につい

ては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新指定地域密着型サービス基準条例第35条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第62条において準用する場合を含む。）及び第62条の16第2項（新指定地域密着型サービス基準条例第62条の20の3、第62条の38、第83条、第111条、第131条、第152条及び第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第62条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第62条の20の3、第62条の38、第83条、第111条及び第205条において準用する場合を含む。）、第126条第3項、第149条第4項、第172条第3項及び第190条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第166条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第166条の3（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第178条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第174条第2項第3号（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）の指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するととも

に、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

「揭示済」

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）第2条第2項に規定する医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合において、当該病院長が地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）であるときは、フルタイム会計年度任用職員の例により算定した給与を支給する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
----	--------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条の2」を「第6条」に、「第6条・第7条」を「第7条・第8条」に、「第8条-第10条の3」を「第9条-第11条の3」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「第13条-第18条」を「第14条-第20条」に、「第19条-第22条」を「第21条-第24条」に、「第23条・第24条」を「第25条・第26条」に改める。

第3条第5号中「政策」の次に「立案」を加え、「実現」を「提言」に改める。

第5条の2を削る。

第24条を第26条とし、第16条から第23条までを2条ずつ繰り下げる。

第18条の前に次の1条を加える。

（政策研究会）

第17条 議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第15条を第16条とし、第6条から第14

条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(災害時の対応)

第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務文教常任委員会第3号中「企画管理部」を「政策企画部」に改め、同項中「環境厚生常任委員会」を「環境市民厚生常任委員会」に改め、同項環境市民厚生常任委員

会第1号中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改め、同項環境市民厚生常任委員会中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市民生活部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第35条の4の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の

2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第51条の9第3項」を加える。

第35条の4の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第51条第2項第1号中「、事務所又は事業所の所在地及び法人番号」を「及び事務所又は事業所の所在地」に改める。

第51条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第51条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第76条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次

に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する市

町村の条例で定める割合は3分の1とする。
附則第10条の2第19項中「基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令

和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第13条の2第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について亀岡市税条例等の一部を改正する条例(令和3年亀岡市条例第10号)による改正前の亀岡市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項(同条第3項において準用

する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車」が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動

車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車」が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車」が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6

条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(令和2年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、亀岡市税条例第46条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、亀岡市税条例第48条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、亀岡市税条例第51条の13の改正規定中「第51条の13第4項」を「第51条の13第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、亀岡市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第3条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正す

る。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第6項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分

の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第24条第2項及び第35条の4の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中亀岡市税条例附則第10条の2第19項の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中亀岡市税条例附則第10条の2第17項を同条第16項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第17項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第35条の4の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った改正前の亀岡市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の4の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の4の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第35条の4の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第35条の4の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第35条の4の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第35条の4の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例及び第3条による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定中固定資産税・都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税・都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税・都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第4項において「改正法」という。）第1条の規定によ

る改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。第3項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10条の2第19項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定

による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第19項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課

する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

「揭示済」

規 則

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「正本1部及び副本1部」を「正本2部」に改め、同条第3項中「副本」を「正本1部」に改める。

第8条第1項第1号中「正本1部及び副本1部並びに」を「正本1部及び」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条中「別記第12号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とする。

第13条中「第14条」を「次条」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「別記第11号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「別記第10号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（軽微な計画の変更）

第9条 事業者は、前条第1項ただし書の変更をするときは、変更届出書（別記第8号様式）に変更箇所が確認できる図面及び関係図書を添えて遅滞なく市長に届け出なければならない。

別記第1号様式中

「

1	条例協議の種別 (条例第3条第1項)	1号協議 (29条開発行為)	2号協議 (建築行為)	3号協議 (都計外開発行為)
2	開発行為等の 地域の名称			
3	開発行為等の 区域の面積			
4	予定建築物の用途			

」

を
「

1	条例協議の種別 (条例第3条)	<input type="checkbox"/> 1号協議	<input type="checkbox"/> 2号協議	<input type="checkbox"/> 3号協議
2	開発行為等の 地域の名称	(関連区域)		
3	開発行為等の 区域の面積	(関連区域	平方メートル	平方メートル)
4	予定建築物等の用途			

」

に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第5号様式中

「

1	条例協議の種別 (条例第3条第1項)	1号協議 (29条開発行為)	2号協議 (建築行為)	3号協議 (都計外開発行為)
2	開発行為等の 地域の名称			
3	開発行為等の 区域の面積			
4	予定建築物の用途			

」

を
「

1	条例協議の種別 (条例第3条)	<input type="checkbox"/> 1号協議	<input type="checkbox"/> 2号協議	<input type="checkbox"/> 3号協議
2	開発行為等の 地域の名称	(関連区域)		
3	開発行為等の 区域の面積	(関連区域	平方メートル	平方メートル)
4	予定建築物等の用途			

」

に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第12号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「平成28年12月日亀岡市条例第 号」を「平成28年亀岡市条例第43号」に改め、同様式を第13号様式とする。

別記第11号様式を次のように改め、同様式を別記第12号様式とする。

【別記様式 省略】

別記第10号様式を次のように改め、同様式を別記第11号様式とする。

【別記様式 省略】

別記第9号様式を次のように改め、同様式を別記第10号様式とする。

【別記様式 省略】

別記第8号様式を次のように改め、同様式を別記第9号様式とする。

【別記様式 省略】

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

【別記様式 省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長公室の部を次のように改める。

市長公室	秘書課	秘書係
	広報プロモーション課	シティプロモーション係 広報広聴係
	人事課	能力開発係 人事係 給与係
	SDGs創生課	定住・SDGs推進係 ふるさと推進係

別表第1 企画管理部の部を次のように改める。

政策企画部	企画調整課	企画経営係 企画推進係
	財政課	財務係 予算係
	情報政策課	デジタル推進係 情報システム係

別表第1 総務部の部を次のように改める。

総務部	総務課	総務係 行政係 文書管理係
	自治防災課	自治振興係 防災・危機管理係 セーフコミュニティ係 消防係
	契約検査課	
環境先進都市推進部	環境政策課	環境政策係 環境保全係
	環境クリーン推進課	計画係 施設管理係 埋立施設係
市民生活部	市民課	市民相談係 受付係 戸籍係 国民年金係
	火葬場整備推進課	
	保険医療課	高齢者医療係 国保給付係 国保料係
	税務課	諸税係 市民税係 固定資産税係 収納係

別表第1 環境市民部の部を削る。

別表第1 産業観光部の部光秀大河推進課の項を削り、同部農林振興課の項中「食農交流係」を「食農ブランド係」に改める。

別表第1 まちづくり推進部の部まちづくり交通課の項を削り、同部桂川・道路整備課の項中「桂川・道路整備課」を「桂川・道路交通課」に、「広域事業係」を「広域事業・交通係」に改め、同部建築住宅課の項中「建築係」を「建築・営繕係」に改める。

別表第2中「秘書広報課」を「秘書課」に、「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

別表第2中

「

環境市民部	市民課
-------	-----

」を

「

環境先進都市推進部	環境政策課
市民生活部	市民課

」に改める。

別表第3 市長公室の部秘書広報課の項を次のように改める。

秘書課	市長及び副市長の秘書に関する事。 儀式及び交際に関する事。 市長会及び副市長会に関する事。 褒章及び表彰に関する事。 市長車の運行管理に関する事。 他の主管に属さない外部団体との連絡及び調整に関する事。 室の総務担当課事務に関する事。
広報プロモーション課	広報及び広聴施策の総合企画及び調整に関する事。 市政の普及宣伝に関する事。 報道機関との連絡に関する事。 市民の世論及び広聴に関する事。 市政に係る陳情及び要望の総括に関する事。 市出版物の総合調整に関する事。 市広報紙、市勢要覧及びおしらせの編集発行に関する事。 シティプロモーションの推進に関する事。

別表第3 市長公室の部ふるさと創生課の項を次のように改める。

SDGs 創生課	SDGs の推進に関する事。 定住促進対策に関する事。 移住・定住促進施設に関する事。 ふるさと力向上寄附金に関する事。 結婚支援に関する事。 特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関する事。
----------	--

別表第3 企画管理部の部中「企画管理部」を「政策企画部」に、

「

総合計画の策定に関すること。
 その他総合計画推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
 夢ビジョンシンボルプロジェクトの推進に関すること。
 市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。
 市政運営に必要な情報の収集に関すること。
 重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。
 市政の基本政策に係る事業推進の調整に関すること。
 行政機構に関すること。
 最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。
 総合教育会議に関すること。
 行政改革に関すること。
 地方分権に関すること。
 事務能率に関すること。
 主要事務事業の進行管理に関すること。
 国土利用計画市計画の策定に関すること。
 特別定額給付金に関すること。
 部の総務担当課事務に関すること。

」

を

「

総合計画に関すること。
 総合戦略に関すること。
 市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。
 市政運営に必要な情報の収集に関すること。
 重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。
 市政の基本政策に係る事業推進の調整に関すること。
 行政機構に関すること。
 最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。
 総合教育会議に関すること。
 行政改革に関すること。
 地方分権に関すること。
 事務能率に関すること。
 主要事務事業の進行管理に関すること。
 国土利用計画市計画に関すること。
 国土強靱化地域計画に関すること。
 部の総務担当課事務に関すること。

」

に改め、契約検査課の項を次のように改める。

情報政策課	行政デジタル化の総合的な企画及び調整に関すること。 社会保障・税番号制度の運用及び総合調整に関すること。 情報化推進に関すること。 行政情報システムの導入及び総合調整に関すること。 電算室及び電算機器等の管理運用に関すること。 情報セキュリティ対策に関すること。
-------	--

別表第3生涯学習部の部生涯スポーツ課の項中
 「オリンピック及びパラリンピックに関すること。」を
 「オリンピック及びパラリンピックに関すること。
 スポーツ振興による地域活性化に関すること。
 京都スタジアムとの連携及びホームタウン活動に関すること。」に改める。

別表第3総務部の部総務課の項中
 「公用文の取扱い改善に関すること。
 情報化推進に関すること。
 行政情報システムの導入及び総合調整に関すること。
 電算室及び電算機器等の管理運用に関すること。
 情報セキュリティ対策に関すること。」

を「公用文の取扱い改善に関すること。」に改め、同部税務課の項を次のように改める。

<p>契約検査課</p>	<p>入札参加業者の資格審査及び選定の調整に関すること。 指名委員会に関すること。 物品購入等調整委員会に関すること。 入札及び契約事務の総括に関すること。 主要事業の進行管理に関すること。 主要事業の検査及び指導に関すること。 土木及び建築工事の検査（別に定めるものを除く。）に関すること。 複数の建設工事担当課に係る事務に関すること。 事業の再評価に関すること。 建設工事事務調査委員会に関すること。</p>
--------------	---

別表第3環境市民部の部を次のように改める。

<p>環境先進都市 推進部</p>	<p>環境政策課</p>	<p>環境政策に係る総合企画、調整及び指導に関すること。 地球温暖化対策に関すること。 新エネルギーに関すること。 亀岡ふるさとエナジー株式会社との連絡調整に関する こと。 亀岡市環境審議会に関すること。 かめおかプラスチックごみゼロ宣言に関すること。 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭その他の公害 の防止対策の企画、調整及び指導に関すること。 公害防止思想の普及に関すること。 公害に関する要望等の受付及び連絡調整（各部課等との連 絡調整を含む。）に関すること。 環境美化（他の部課等の所管に属するものを除く。）の推 進に関すること。 不法投棄対策に関すること。 自然環境保全（他の部課等の所管に属するものを除く。） に関すること。 土砂埋立て等の規制に関すること。 浄化槽に関すること。 狂犬病予防及び動物の飼養管理等に関すること。</p>
-----------------------	--------------	--

		<p>ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する事 部の総務担当課事務に関する事。</p>
	環境クリーン推進課	<p>一般廃棄物の処理及び計画に関する事。 一般廃棄物の収集運搬に関する事。 一般廃棄物の処理等に係る統計資料に関する事。 一般廃棄物の受付に関する事。 ごみの減量及び資源化に関する事。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事。 亀岡市循環型社会推進審議会に関する事。 資源循環型社会の推進に関する事。 環境事業公社との連絡調整に関する事。 一般廃棄物処理施設の維持管理及び技術的管理に関する事。 一般廃棄物（ごみ）の埋立処分に関する事。 一般廃棄物処理に係る特殊車両の運転及び保守管理に関する事。 最終処分場の維持管理に関する事。 粗大ごみ及び資源ごみ等の保管に関する事。 持込み一般廃棄物等の受付、指導及び監視に関する事。 労働安全衛生に関する事。 し尿くみとり料金の調定、徴収及び滞納整理に関する事。 し尿くみとり申込みの手続に関する事。 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事。 その他一般廃棄物に関する事（他の部課等の所管に属するものを除く。）。</p>
市民生活部	市民課	<p>市民相談に関する事。 行政相談委員に関する事。 窓口サービスの推進に関する事。 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する事。 印鑑の登録に関する事。 住民異動に関する届出の受付及び転出証明書の交付に関する事。 住居表示の実施に関する事。 自動車の臨時運行許可申請に関する事。 人口統計に関する事。 個人番号の指定及び通知等並びに個人番号カードの交付等に関する事。 公的個人認証の電子証明書発行に関する事。 その他諸証明に関する事。 戸籍法（昭和22年法律第224号）に関する事。 特別永住者及び在留管理に関する事。 民事及び刑事処分の通知及び管理に関する事。 人口動態調査に関する事。 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関する事。</p>

		<p>相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく税務署長への通知に関する事 国民年金被保険者の資格等に関する事 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に関する事 福祉年金に関する事 基礎年金に関する事 国民年金の相談に関する事 在日外国人特別給付金に関する事 特別障害給付金に関する事 その他国民年金に関する事 部の総務担当課事務に関する事</p>
	<p>火葬場整備推進課</p>	<p>火葬場に関する事 下矢田みどりの郷広場に関する事 生活関連施設（新火葬場等）の施設整備に関する事 墓地、埋葬等の法律（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関する事</p>
	<p>保険医療課</p>	<p>後期高齢者医療被保険者の資格管理に関する事 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関する事 保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関する事 高齢者医療に関する事 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事 その他後期高齢者医療に関する事 国民健康保険の運営に関する事 国民健康保険の保険給付に関する事 国民健康保険の保健事業に関する事 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事 国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事 その他国民健康保険に関する事</p>
	<p>税務課</p>	<p>市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び特別土地保有税（以下「市税」という。）の賦課並びに調定に関する事 府民税に関する事 市税に係る課税台帳及び関係資料の整理保管に関する事 市税に係る調査及び減免に関する事 市税に係る統計に関する事 市税に係る証明及び閲覧に関する事 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関する事 国有資産等所在市町村交付金に関する事 市税、市税の督促手数料及び延滞金（以下「市税等」という。）の収納に関する事 市税等の督促に関する事</p>

		市税等の過誤納金の還付に関する事 市税等の徴収金の徴収委託又は受託に関する事 市税等の不納欠損処分に関する事 市税の口座振替に関する事 市税等に係る訴訟及び不服申立てに関する事 京都地方税機構との連絡調整に関する事
--	--	--

別表第3健康福祉部の部健康増進課の項中「介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中予防サービス及び介護予防普及啓発事業）に関する事。」を「介護予防・日常生活支援総合事業（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関する事。」に改め、同表産業観光部の部商工観光課の項中

「広域観光の推進に関する事。」を

「広域観光の推進に関する事。

フィルムコミッションに関する事。」

に改め、同部光秀大河推進課の項を削り、同表まちづくり推進部の部まちづくり交通課の項を削り、同部桂川・道路整備課の項中「桂川・道路整備課」を「桂川・道路交通課」に、

「JR千代川駅関連の整備に関する事。」を

「JR千代川駅関連の整備に関する事。

JR駅舎に関する事。

山陰本線に関する事。

地域交通輸送計画に関する事。

その他公共交通政策（別に定めるものを除く。）に関する事。」

に改め、同部建築住宅課の項中

「木造住宅耐震化促進事業に関する事。

住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関する事。」を

「木造住宅耐震化促進事業に関する事。」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項を次のように改める。

第40条 収入命令権者は、施行令第154条第3項ただし書の規定により次の各号に掲げる収入金について口頭又は掲示により納入の通知をすることができる。

- (1) 使用料及び手数料
- (2) 物品の売払代金
- (3) その他納入通知書により通知し難いと認められる収入

第63条第3項中「記名押印」を「記名」に改め、「あり、かつ、職務上に係るものについては職印、その他のものについては認印の押印が」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第78条第1項中「、これに債権者の請求印及び受領印を徴さ」を削る。

第149条中「3日以内」を「4日以内」に改める。

第155条第1項中「、これに当該債権者の請求印及び受領印を徴したのち」を削る。

第236条第2項中「朱で」を削り、「又は押印させ」を「若しくは押印させ、又は署名し、

若しくは署名させ」に改める。

第237条第2項中「、記名押印に代えて」を削る。

第238条を次のように改める。

第238条 削除

第239条中「請求書、見積書、」を削る。

別表第1第5第1項第2号中「教育研究所長」を「みらい教育リサーチセンター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市庁議等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市庁議等に関する規則等の一部を改正する規則

（亀岡市庁議等に関する規則の一部改正）
第1条 亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

（亀岡市総合計画審議会部会設置規則の一部改正）

第2条 亀岡市総合計画審議会部会設置規則

(平成26年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市長の職務代理者の順序を定める規則の一部改正)

第3条 亀岡市長の職務代理者の順序を定める規則(昭和46年亀岡市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画管理部長」を「政策企画部長」に改める。

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第4条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

秘書広報課	秘
人事課	人
ふるさと創生課	ふる
企画管理部	
企画調整課	企
財政課	財
契約検査課	契

」を

「

秘書課	秘
広報プロモーション課	広
人事課	人
SDGs創生課	創
政策企画部	
企画調整課	企
財政課	財
情報政策課	情

」に、

「

税務課	税
環境市民部	
市民課	市
消費生活センター	消
環境政策課	環政
火葬場整備推進課	火
環境クリーン推進課	環推
保険医療課	保

」を

「

契約検査課	契
環境先進都市推進部	
環境政策課	環政
環境クリーン推進課	環推
市民生活部	
市民課	市
消費生活センター	消
火葬場整備推進課	火
保険医療課	保
税務課	税

」

に改め、光秀大河推進課の項を削り、

「

まちづくり交通課	ま交
桂川・道路整備課	桂

」を

「

桂川・道路交通課	桂
----------	---

」に、

「

教育研究所	教研
-------	----

」を

「

みらい教育リサーチセンター	教み
---------------	----

」に改める。

(亀岡市主要事務事業進行管理規則の一部改正)

第5条 亀岡市主要事務事業進行管理規則(昭和54年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

「企画管理部長」を「政策企画部長」に改める。

(亀岡市広告掲載規則の一部改正)

第6条 亀岡市広告掲載規則(平成24年亀岡市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第16条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第7条 亀岡市職員安全衛生管理規則(平成3年亀岡市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第4中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

(亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年亀岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1長期の特別の職務経験を要する業務を行う職の部運転手(秘書業務)、教育研究所所長の項中「、教育研究所所長」を削る。

(管理職手当支給規則の一部改正)

第9条 管理職手当支給規則(昭和34年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

担当課長、副課長、幼稚園長、学校給食センター所長、図書館長	5種
担当副課長、教育研究所副所長	6種(市長が別に定める場合にあつては5種)

」を

「

担当課長、副課長、幼稚園長、学校給食センター所長、図書館長、みらい教育リサーチセンター所長	5種(市長が別に定める場合にあつては4種)
担当副課長、みらい教育リサーチセンター副所長	6種(市長が別に定める場合にあつては5種)

」に改める。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第10条 出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項中「ふるさと創生課」を「SDGs創生課」に改める。

(市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第11条 市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則(平成8年亀岡市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「企画管理部長」を「政策企画部長」に改める。

(亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第12条 亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境市民部」を「市民生活部」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「印」を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式中

「

氏名	印
----	---

」

を

「

氏名	
----	--

」

に改める。

別記第9号様式の2中「㊟」を削る。

別記第11号様式中

「世帯主 住所
氏名 ㊟」

を

「世帯主 住所
氏名 」

に、

「世帯主 氏名 ㊟」を
「世帯主 氏名 」に

改める。

別記第12号様式中

「世帯主 住所 亀岡市
氏名 ㊟」

を

「世帯主 住所 亀岡市
氏名 」

に、

「世帯主 氏名 ㊟」を
「世帯主 氏名 」に

改める。

別記第13号様式から別記第15号様式の2までの規定中「㊟」を削る。

別記第17号様式の2中

「

<ul style="list-style-type: none"> ・この通知書 ・国民健康保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑

」

を

「

<ul style="list-style-type: none"> ・この通知書 ・国民健康保険被保険者証
--

」

に改める。

別記第18号様式中「印」を削る。

別記第19号様式及び別記第22号様式中

「㊟」を削る。

(亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則(令和2年亀岡市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第3号の項及び第8条の表第3号の項中「又は千歳地区」を「、千歳地区、蕪田野地区又は吉川地区」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「会計年度任用職員」の次に「（前任用の期間が6月以下の会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第14条第4項中「1日又は1時間」の次に「（使用時間が1時間を超える場合は15分）」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第15条中「過誤納金還付通知書」を「還付（充当）通知書」に改める。

第19条の2を次のように改める。

第19条の2 削除

第21条第1項中「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」を「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額個人（納税者）通知書」を「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」に改め、同条第2項中「（別記第41号様式）」を「（特別徴収義務者用）」に改める。

第40条第3項中「〔一般用〕」を「（一般用）」に改める。

第41条第3項中「〔身体障害者等用〕」を「（身体障害者等用）」に改める。

別記様式目次中「過誤納金還付通知書」を「還付（充当）通知書」に、「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に、「第35号の3 市民税・府民税減額申告書 第19号の2関係」を「第35号の3 削除」に、

「	第38号	給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書	第21条関係
	第39号	削除	
	第40号	給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額個人（納税者）通知書	”
	第41号	給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書	”
」			

を

「	第38号	給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	第21条関係
	第39号	削除	
	第40号	給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	”
	第41号	削除	
」			

に、

「	第59号	軽自動車税納税通知書	第38条関係
	第60号	削除	
	第61号	軽自動車税減免申請書（一般用）	第40条関係
	第62号	軽自動車税減免申請書（身体障害者用）	第41条関係

」

を

「	第59号	軽自動車税（種別割）納税通知書	第38条関係
	第60号	削除	
	第61号	軽自動車税（種別割）減免申請書（一般用）	第40条関係
	第62号	軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）	第41条関係

」

に改める。

別記第30号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第30号の2様式中「亀岡市 部 課 0771(25)5014」を「亀岡市 課 」に改める。

別記第35号の3様式を次のように改める。

別記第35号の3様式 削除

別記第36号様式中 「

所得金額

 」を「

所得金額 (所得金額調整控除後)

 」に、

「

障・寡・勤

 」を「

障・寡・ひ・勤

 」に、

「

特	寡	勤
寡	夫	学

 」を「

ひ	勤
とり	
親	学

 」に改める。

別記第37号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第38号様式中「決定通知書（特別徴収義務者用）」を「決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に改める。

別記第40号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第41号様式を次のように改める。

別記第41号様式 削除

別記第45号様式を次のように改める。

【別記様式 省略】

別記第46号様式及び別記第47号様式中「」を削る。

別記第47号の2様式中「」を削る。

別記第48号様式中「総務部税務課 電話0771-22-3131（代表）」を「税務課 電話0771-22-3131（代表）」に、「審査の申出をすることができます。」を「審査の申出をすることができます。ただし、基準年度の翌年度及び翌々年度について、価格が据え置かれている場合は、審査の申出はできません。」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、

「
◎お願い

次のときは、亀岡市役所総務部税務課まで、ご連絡ください。

- ・納税義務者が死亡されているとき（相続人代表者の届出をしてください。）
- ・家屋を取り壊したり新增築した時や、使用用途を変更したとき
- ・納税義務者の住所、氏名に誤りや、変更があったとき

※この通知書及び明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

」を削る。

別記第50号様式中「」を削る。

別記第61号様式及び別記第62号様式中「」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別記第36号様式、別記第37号様式及び別記第40号様式については、令和3年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。
- 3 改正後の別記第48号様式については、令和3年度の固定資産税及び都市計画税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年亀岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第1号の改正規定の次に次のように加える。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の令和3年度における減免）

第4条 令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料及び令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより、令和3年4月1日以降に納期限が到来するもの（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。以下この条において「令和2年度相当分保険料」という。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、条例第10条第1項第2号に該当する者として、同項の規定を適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス

ス感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この条において「世帯の主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この条において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の令和3年の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した金額)が令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 2 前項の規定により適用する条例第10条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 保険料額の全部
- (2) 前項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。)

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額

C 世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

- 3 令和2年度相当分保険料の減免額については、前項第2号備考Dの規定を、前条第2項第2号備考Dの規定に読み替えるものとする。

- 4 第1項に規定する場合における条例第10条第2項の申請書については、第29条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

別記第1号様式中「㊸」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

告 示

亀岡市告示第23号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法及び亀岡市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和3年3月15日に到来する個人市府民税の申告期限について、その期限を同年4月15日とする。

令和3年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第24号

亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、多子世帯及び親元に同居又は

近居する子育て世帯に対し、住宅確保等に要する費用を支援することにより、子育ての負担軽減や本市への定住促進を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（胎児を含む。）をいう。
- (2) 多子世帯 3人以上の子が属する世帯をいう。
- (3) 三世代 親子及び子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方のみの場合を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 三世代同居 補助金の申請年度内に親子又は子の祖父母が住所を変更し、これにより三世代が市内において同一敷地内にある住宅に居住することをいう。
- (5) 三世代近居 親子と子の祖父母のいずれか一方又は双方が住所を変更し、これにより次のいずれかに該当することをいう。
ア 親子と子の祖父母がそれぞれの住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。
イ 住所変更前に、異なる市町村に居住していた親子と子の祖父母が、いずれも市内に居住すること。
- (6) リフォーム 住宅の修繕、増改築等を行う工事をいう。
- (7) 年収 税金、社会保険料等を含めた1年間の収入の総額をいう。
- (8) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法

律第81号)第22条第1項に規定する転入(以下「転入」という。)をした者であって、転入をした前日において引き続き5年以上京都府外に住所を有していた者という。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、子の親権者で次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 子育て世帯のうち、多子世帯又は三世代同居若しくは三世代近居する世帯であること。
- (2) 住宅リフォーム等の契約をした世帯の年収の合算額が750万円未満であること。
- (3) 世帯(三世代同居及び三世代近居の場合は祖父母の世帯を含む。以下この条において同じ。)の全員に市税及び府税の滞納がないこと。
- (4) 世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 世帯の全員が、この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助申請の対象となる住宅は、補助対象者自らが居住する住宅とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多子世帯が居住するための住宅又は三世代同居若しくは三世代近居に用いる住宅のリフォームに要する費用
- (2) 多子世帯が居住するための住宅又は三世代同居若しくは三世代近居に用いる住宅の購入に係る仲介手数料
- (3) 多子世帯が居住するための住宅又は三世代同居若しくは三世代近居に用いる住宅の

賃借に係る仲介手数料

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額又は補助基準額のいずれか低い方の額とする。

2 補助基準額は以下のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) リフォームに要する費用 100万円
(ただし、移住者が属する世帯は200万円)
- (2) 購入に係る仲介手数料 40万円(ただし、移住者が属する世帯は80万円)
- (3) 賃借に係る仲介手数料 5万円(ただし、移住者が属する世帯は10万円)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に着手する前に、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補

助金の交付の可否を決定し、その結果を亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第10条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業指令前着手届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業実績報告書（別記第7号様式）に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が定める日までに、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 前条の請求を行わないとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合には、亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第10号様式）により申請者に通知し、既に補助金を交付している場合は当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第15条 市長は、受給者に対し三世代同居又は三世代近居の効果検証のためのアンケートその他の調査への協力を求めることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第25号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

令和3年3月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和2年度介護保険料納入決定通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称
医療法人社団 飯野小児科内科医院
- 2 事業所の名称
いいのハウスうらら
- 3 事業所の所在地
亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番1号
- 4 事業の廃止年月日
令和3年3月31日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

「揭示済」

亀岡市告示第28号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年3月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和2年度 市府民税 随1期
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（失効）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱（平成30年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（失効）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
ガレリアかめおか
- 2 指定管理者となる団体
一般社団法人かめおかコンベンションビューロー
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から
令和7年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「医療機関に支払った費用とし、別表に定める額を限度とする」を「予防接種を受けるために医療機関に支払った費用と市長が別に定める額とを比較していずれか少ない方の額とする」に改める。

別表を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市篠町王子下上牧の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第34号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 第1期分	介護保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第2期分	介護保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第3期分	介護保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第4期分	介護保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
8	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略
9	督促状	令和2年度 第1期分	介護保険料	省略	省略
10	督促状	令和2年度 第2期分	介護保険料	省略	省略
11	督促状	令和2年度 第3期分	介護保険料	省略	省略
12	督促状	令和2年度 第4期分	介護保険料	省略	省略
13	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
14	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
15	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
16	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略

17	督促状	令和2年度 第1期分	介護保険料	省略	省略
18	督促状	令和2年度 第2期分	介護保険料	省略	省略
19	督促状	令和2年度 第3期分	介護保険料	省略	省略
20	督促状	令和2年度 第4期分	介護保険料	省略	省略
21	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
22	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
23	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
24	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略
25	督促状	令和2年度 第1期分	介護保険料	省略	省略
26	督促状	令和2年度 第2期分	介護保険料	省略	省略
27	督促状	令和2年度 第3期分	介護保険料	省略	省略
28	督促状	令和2年度 第4期分	介護保険料	省略	省略
29	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
30	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
31	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
32	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略
33	督促状	令和2年度 第1期分	介護保険料	省略	省略
34	督促状	令和2年度 第2期分	介護保険料	省略	省略
35	督促状	令和2年度 第3期分	介護保険料	省略	省略
36	督促状	令和2年度 第4期分	介護保険料	省略	省略
37	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
38	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
39	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
40	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略
41	督促状	令和2年度 第2期分	介護保険料	省略	省略

42	督促状	令和2年度 第3期分	介護保険料	省略	省略
43	督促状	令和2年度 第4期分	介護保険料	省略	省略
44	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
45	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
46	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
47	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略
48	督促状	令和2年度 第5期分	介護保険料	省略	省略
49	督促状	令和2年度 第6期分	介護保険料	省略	省略
50	督促状	令和2年度 第7期分	介護保険料	省略	省略
51	督促状	令和2年度 第8期分	介護保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第35号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和3年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和3年3月16日（火）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 3台

5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3か月間

7 返還期間 月曜日～土曜日

午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

(1) 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

(2) 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

(3) 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第36号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 市府民税 随1期

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和元年度 市府民税 随1期

督促状 令和2年度 市府民税 随1期

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第38号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和3年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

令和3年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間 令和3年4月1日から
令和3年5月31日まで
(閉庁日を除く。)
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市市民生活部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、定住促進及び少子化対策を図ることを目的として、市内で婚活イベント（市内において開催される、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するイベントをいう。以下同じ。）を開催する団体に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、亀岡市内で営利を目的としない婚活イベントを開催する団体で、次の各号のいずれにも該当するものと

する。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 事業の事務手続を適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局及び代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 構成員が、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、婚活イベントを開催するために必要な経費であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) チラシ、ポスター、資料等の印刷費又はコピー代
- (3) 事業の実施に必要となる消耗品費

（補助金額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費（補助を受けようとする婚活イベントについて、他の制度による補助金等を受け、又は参加者から参加費を徴収する場合は、当該額を控除した額）の2分の1以内の額とし、1回の事業につき5万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1団体につき4回を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、亀岡市婚活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を亀岡市婚活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、亀岡市婚活支援事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を亀岡市婚活支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第8条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、亀岡市婚活支援事業指令前着手届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、亀岡市婚活支援事業実績報告書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、亀岡市婚活支援事業補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、市長が別に定める日までに、亀岡市婚活支援事業補助金請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市婚活支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書(別記第9号様式)により申請者に通知し、補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

(調査等への協力)

第13条 市長は、申請者に本事業の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第40号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱(平成12年亀岡市告示第111号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市政モニター設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市政モニター設置要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市政モニター設置要綱の一部改正)

第1条 亀岡市政モニター設置要綱(昭和55年亀岡市告示第73号)の一部を次のように改正する。

第8条中「秘書広報課」を「広報プロモーション課」に改める。

(亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱の一部改正)

第2条 亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱(平成26年亀岡市告示第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画管理部長」を「総務部長」に改める。

別記第1号様式中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市入札監視委員会設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市入札監視委員会設置要綱(平成27年亀岡市告示第226号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市総合教育会議設置要綱の一部改正)

第4条 亀岡市総合教育会議設置要綱(平成27年亀岡市告示第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱(平成17年亀岡市告示第106号)の一部を次のように改正する。

第10条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

(亀岡市環境基本計画推進会議設置要綱の一部改正)

第6条 亀岡市環境基本計画推進会議設置要綱(平成14年亀岡市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

(亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正)

第7条 亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱(平成25年亀岡市告示第156号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「環境市民部」を「市民生活部」に改める。

(亀岡市都市農地活用推進協議会設置要綱の一部改正)

第8条 亀岡市都市農地活用推進協議会設置要綱(平成7年亀岡市告示第35号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画管理部」を「政策企画部」に、「桂川・道路整備課長」を「桂川・道路交通課長」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
アイモバイル株式会社
東京都渋谷区桜丘町22-14
N. E. S. ビルN棟2階
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年3月23日から
令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30の規定により告示する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 申請者
社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
- 2 サービスの種類
介護予防支援
- 3 指定事業所番号
2601600089
- 4 事業所の名称
亀岡市中部地域包括支援センター
- 5 事業所の所在地
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 6 指定年月日
令和3年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第44号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 特定子ども・子育て支援施設等確認一覧

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準※を満たしているか否かの別
亀岡電子株式会社	かめでん キッズルーム ～すまいる～	亀岡市篠町広田1丁目 25-5	令和3年 3月29日	一時預かり事業	—
亀岡電子株式会社	かめでん キッズルーム ～すまいる～	亀岡市篠町広田1丁目 25-5	令和3年 3月29日	病児保育事業	—
学校法人 みどり学園	安町幼稚園	亀岡市安町小屋場31番 地	令和3年 4月1日	認可外保育施設	—
学校法人 みどり学園	安町幼稚園	亀岡市安町小屋場31番 地	令和3年 4月1日	一時預かり事業	—

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

2 特定子ども・子育て支援施設等辞退一覧

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	辞退 年月日	施設等の種類
亀岡電子株式会社	かめでん キッズルーム ～すまいる～	亀岡市篠町広田1丁目 25-5	令和3年 3月28日	認可外保育施設

「揭示済」

亀岡市告示第45号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく亀岡市景観計画の一部を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 景観計画の名称
 亀岡市景観計画（令和3年改定）
- 2 景観計画の変更の概要
 都市景観形成地区及び一般地区の区域の変更
- 3 効力の発生する日
 令和3年3月26日
- 4 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第46号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
 - 蕪田野地区（亀岡市蕪田野町、曾我部町穴太 地内）
 - 吉川地区（亀岡市吉川町、曾我部町穴太 地内）
- 2 予定建築物等の用途
 - [開発行為]
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のも、その他のものにあつては300平方メートル以上のもに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のも、その他のものにあつては300平方メートル以上のもに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分

- をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
 - イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
 - ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- [建築行為]
- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のもに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に

供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第48号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年3月30日から令和3年4月13日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
11082	野 寺 線	亀岡市大井町並河堂又96番4先		307.54	2.31	322.60	2.31
		亀岡市大井町並河堂又56番1先			~ 4.83		~ 8.07

「揭示済」

亀岡市告示第49号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を令和3年3月30日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年3月30日から令和3年4月13日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11082	野 寺 線	亀岡市大井町並河堂又96番4先	322.60m	2.31m
		亀岡市大井町並河堂又56番1先		8.07m

「揭示済」

亀岡市告示第50号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和3年4月7日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和3年4月7日から令和3年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
12143	小 林 1 号 線	亀岡市千代川町小林北ン田49番7先から 亀岡市千代川町小林美都路32番先まで	395.38m	9.00m ～ 12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市道路整備事業補助金交付要綱（昭和52年亀岡市告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2項中「建設業者の資格を有するもの」を「建設業者の資格を有し、かつ、亀岡市内に本社又は本店を有する者」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第6号様式及び別記第8号様式中「㊤」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第52号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年3月31日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01006	宇津根亀岡停車場線	亀岡市河原町149番先	1,059.92	12.00	1,059.92	11.99
		亀岡市追分町馬場通18番6先		～ 23.29		～ 16.07
01139	西与力町線	亀岡市塩屋町83番先	410.27	2.47	410.27	2.47
		亀岡市下矢田町若宮25番1先		～ 4.61		～ 4.61
01142	下矢田五反田線	亀岡市下矢田町垣添2番先	617.86	4.00	617.86	4.00
		亀岡市下矢田町五反田34番1先		～ 8.65		～ 8.65
01184	河原町国道線	亀岡市余部町宝久保28番1先	538.85	6.00	538.85	6.00
		亀岡市河原町30番先		～ 9.95		～ 9.95
01266	亀岡駅北線	亀岡市追分町谷筋7番先	440.00	18.00	402.56	18.00
		亀岡市追分町下島21番3先		～ 78.00		～ 44.15
01273	駅北余部線	亀岡市追分町一本木10番1先	590.00	14.00	564.85	14.00
		亀岡市余部町清水31番3先		～ 18.00		～ 17.78
01279	宇津根河原町線	亀岡市宇津根町替田53番1先	420.09	4.00	420.09	4.00
		亀岡市河原町146番先		～ 11.30		～ 11.30
01281	東堅北古世線	亀岡市東堅町5番先	511.24	2.00	513.16	2.00
		亀岡市北古世町2丁目189番1先		～ 9.21		～ 9.21
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島20番3先	154.60	10.50	141.02	10.50
		亀岡市保津町下中島12番4先		～ 13.50		～ 13.50
01313	スタジアム1号線	亀岡市追分町一本木28番5先	594.00	9.00	595.17	8.00
		亀岡市追分町下島20番3先		～ 12.00		～ 15.00
01314	スタジアム2号線	亀岡市追分町下島7番3先	93.00	14.00	99.00	15.02
		亀岡市追分町下島12番4先		～ 14.00		～ 16.71
01315	下矢田2丁目1号線	亀岡市下矢田町2丁目6番9先	219.64	6.00	219.64	5.99
		亀岡市下矢田町2丁目208番8先		～ 6.00		～ 6.04
01316	下矢田2丁目2号線	亀岡市下矢田町2丁目206番68先	111.00	6.00	109.79	5.96
		亀岡市下矢田町2丁目207番12先		～ 6.00		～ 6.01
03016	神地線	亀岡市西別院町神地御手洗14番3先	1,262.78	2.25	1,262.78	2.25
		亀岡市西別院町神地二之田17番先		～ 2.90		～ 2.90

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
04044	南条中金生寺線	亀岡市曾我部町犬飼荒木10番先 亀岡市曾我部町南条荒水代27番1先	644.74	2.48 ~ 8.10	644.74	2.48 ~ 8.10
04080	中宮条線	亀岡市曾我部町中筋19番1先 亀岡市曾我部町中状使4番2先	157.00	2.19 ~ 2.65	157.00	2.06 ~ 2.69
04081	前通中筋線	亀岡市曾我部町中筋通24番2先 亀岡市曾我部町中状使17番1先	241.18	1.70 ~ 3.56	241.18	1.70 ~ 3.19
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田10番先 亀岡市葺田野町天川溝尻23番先	411.00	1.50 ~ 8.14	411.00	1.50 ~ 8.14
06067	院ノ芝温泉線	亀岡市葺田野町佐伯院ノ芝2番先 亀岡市葺田野町佐伯大門12番1先	274.45	7.02 ~ 8.91	274.45	7.02 ~ 8.85
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葺田野町佐伯浦亦24番1先 亀岡市葺田野町芦ノ山流田5番5先	2,626.21	6.89 ~ 20.92	2,626.21	6.89 ~ 20.92
07056	樋ノ口石敷線	亀岡市本梅町西加舎樋ノ口4番1先 亀岡市本梅町西加舎石敷29番先	261.36	3.15 ~ 4.00	261.36	3.15 ~ 3.90
09027	猪倉線	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先 亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先	1,325.54	4.55 ~ 10.65	1,325.54	4.00 ~ 11.80
10001	大内神前線	亀岡市宮前町神前抗原8番先 亀岡市東本梅町大内芝条1番先	2,274.49	3.50 ~ 9.90	2,274.49	3.50 ~ 9.90
11083	野寺中学校線	亀岡市大井町並河堂又94番6先 亀岡市大井町並河堂又56番2先	274.88	4.50 ~ 5.40	274.88	4.50 ~ 5.40
11103	北浦1号線	亀岡市大井町並河3丁目50番2先 亀岡市大井町土田3丁目125番11先	256.89	6.00 ~ 11.15	256.89	6.00 ~ 11.15
12002	川関小林線	亀岡市千代川町川関中土井27番1先 亀岡市千代川町小林西芝4番2先	2,866.15	4.38 ~ 9.45	2,866.15	4.38 ~ 9.45
12049	小林天神線	亀岡市千代川町小林植田53番1先 亀岡市千代川町小林植田61番先	114.01	2.27 ~ 6.14	114.01	2.27 ~ 6.14
12066	日吉1号線	亀岡市大井町小金岐北浦54番先 亀岡市大井町小金岐北浦69番先	230.69	6.00 ~ 7.25	230.69	6.00 ~ 7.25
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先 亀岡市旭町井戸ノ下224番先	101.80	5.05 ~ 5.08	101.80	5.05 ~ 5.08
15033	国分1号線	亀岡市千歳町国分下ノ川14番2先 亀岡市千歳町国分下ノ川68番1先	442.92	1.82 ~ 3.53	442.92	1.82 ~ 3.53
16013	中垣内2号線	亀岡市河原林町河原尻中垣内33番先 亀岡市河原林町河原尻中垣内47番先	155.71	2.79 ~ 3.54	155.71	3.04 ~ 3.54
16047	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番1先 亀岡市河原林町河原尻清水106番先	677.45	2.05 ~ 7.85	677.45	2.05 ~ 7.85
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先 亀岡市河原林町河原尻清水104番先	95.00	4.30 ~ 12.20	95.00	4.30 ~ 12.20
18090	野条線	亀岡市篠町篠下西裏13番1先 亀岡市篠町広田1丁目25番1先	568.19	4.17 ~ 9.27	568.19	4.17 ~ 9.27
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番先 亀岡市篠町広田平松12番先	2,557.42	2.05 ~ 14.50	2,557.42	2.05 ~ 14.50
18315	馬堀南垣内1号線	亀岡市篠町馬堀南垣内10番8先 亀岡市篠町馬堀南垣内10番3先	26.74	6.00 ~ 12.00	26.74	6.04 ~ 9.02

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
18316	上西裏3号線	亀岡市篠町篠上西裏56番1先 亀岡市篠町篠上西裏44番5先	64.92	6.01 ~ 12.02	64.92	6.01 ~ 12.06

「揭示済」

亀岡市告示第53号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を令和3年3月31日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年3月31日から令和3年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01006	宇津根亀岡停車場線	亀岡市河原町149番先 亀岡市追分町馬場通18番6先	1,059.92m	11.99m ~ 16.07m
01139	西与力町線	亀岡市塩屋町83番先 亀岡市下矢田町若宮25番1先	410.27m	2.47m ~ 4.61m
01142	下矢田五反田線	亀岡市下矢田町垣添2番先 亀岡市下矢田町五反田34番1先	617.86m	4.00m ~ 8.65m
01184	河原町国道線	亀岡市余部町宝久保28番1先 亀岡市河原町30番先	538.85m	6.00m ~ 9.95m
01266	亀岡駅北線	亀岡市追分町谷筋7番先 亀岡市追分町下島21番3先	402.56m	18.00m ~ 44.15m
01273	駅北余部線	亀岡市追分町一本木10番1先 亀岡市余部町清水31番3先	564.85m	14.00m ~ 17.78m
01279	宇津根河原町線	亀岡市宇津根町替田53番1先 亀岡市河原町146番先	420.09m	4.00m ~ 11.30m
01281	東堅北古世線	亀岡市東堅町5番先 亀岡市北古世町2丁目189番1先	513.16m	2.00m ~ 9.21m
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島20番3先 亀岡市保津町下中島12番4先	141.02m	10.50m ~ 13.50m
01313	スタジアム1号線	亀岡市追分町一本木28番5先 亀岡市追分町下島20番3先	595.17m	8.00m ~ 15.00m

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01314	スタジアム2号線	亀岡市追分町下島7番3先 亀岡市追分町下島12番4先	99.00m	15.02m ～ 16.71m
01315	下矢田2丁目1号線	亀岡市下矢田町2丁目6番9先 亀岡市下矢田町2丁目208番8先	219.64m	5.99m ～ 6.04m
01316	下矢田2丁目2号線	亀岡市下矢田町2丁目206番68先 亀岡市下矢田町2丁目207番12先	109.79m	5.96m ～ 6.01m
03016	神地線	亀岡市西別院町神地御手洗14番3先 亀岡市西別院町神地二之田17番先	1,262.78m	2.25m ～ 2.90m
04044	南条中金生寺線	亀岡市曾我部町犬飼荒木10番先 亀岡市曾我部町南条荒水代27番1先	644.74m	2.48m ～ 8.10m
04080	中宮条線	亀岡市曾我部町中中筋19番1先 亀岡市曾我部町中状使4番2先	157.00m	2.06m ～ 2.69m
04081	前通中筋線	亀岡市曾我部町中前通24番2先 亀岡市曾我部町中状使17番1先	241.18m	1.70m ～ 3.19m
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田10番先 亀岡市葦田野町天川溝尻23番先	411.00m	1.50m ～ 8.14m
06067	院ノ芝温泉線	亀岡市葦田野町佐伯院ノ芝2番先 亀岡市葦田野町佐伯大門12番1先	274.45m	7.02m ～ 8.85m
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葦田野町佐伯浦亦24番1先 亀岡市葦田野町芦ノ山流田5番5先	2,626.21m	6.89m ～ 20.92m
07056	樋ノ口石敷線	亀岡市本梅町西加舎樋ノ口4番1先 亀岡市本梅町西加舎石敷29番先	261.36m	3.15m ～ 3.90m
09027	猪倉線	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先 亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先	1,325.54m	4.00m ～ 11.80m
10001	大内神前線	亀岡市宮前町神前抗座原8番先 亀岡市東本梅町大内芝条1番先	2,274.49m	3.50m ～ 9.90m
11083	野寺中学校線	亀岡市大井町並河堂又94番6先 亀岡市大井町並河堂又56番2先	274.88m	4.50m ～ 5.40m
11103	北浦1号線	亀岡市大井町並河3丁目50番2先 亀岡市大井町土田3丁目125番11先	256.89m	6.00m ～ 11.15m
12002	川関小林線	亀岡市千代川町川関中土井27番1先 亀岡市千代川町小林西芝4番2先	2,866.15m	4.38m ～ 9.45m
12049	小林天神線	亀岡市千代川町小林植田53番1先 亀岡市千代川町小林植田61番先	114.01m	2.27m ～ 6.14m
12066	日吉1号線	亀岡市大井町小金岐北浦54番先 亀岡市大井町小金岐北浦69番先	230.69m	6.00m ～ 7.25m
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先 亀岡市旭町井戸ノ下224番先	101.80m	5.05m ～ 5.08m
15033	国分1号線	亀岡市千歳町国分下ノ川14番2先 亀岡市千歳町国分下ノ川68番1先	442.92m	1.82m ～ 3.53m
16013	中垣内2号線	亀岡市河原林町河原尻中垣内33番先 亀岡市河原林町河原尻中垣内47番先	155.71m	3.04m ～ 3.54m
16047	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番1先 亀岡市河原林町河原尻清水106番先	677.45m	2.05m ～ 7.85m
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先 亀岡市河原林町河原尻清水104番先	95.00m	4.30m ～ 12.20m

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
18090	野条線	亀岡市篠町篠下西裏13番1先 亀岡市篠町広田1丁目25番1先	568.19m	4.17m ～ 9.27m
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番先 亀岡市篠町広田平松12番先	2,557.42m	2.05m ～ 14.50m
18315	馬堀南垣内1号線	亀岡市篠町馬堀南垣内10番8先 亀岡市篠町馬堀南垣内10番3先	26.74m	6.04m ～ 9.02m
18316	上西裏3号線	亀岡市篠町篠上西裏56番1先 亀岡市篠町篠上西裏44番5先	64.92m	6.01m ～ 12.06m

「揭示済」

亀岡市告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、南丹都市計画下水道事業（亀岡市公共下水道）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業 亀岡市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月24日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「企画管理部長」を「政策企画部長」に改める。

第8条の2を次のように改める。

（総務部長の専決事項）

第8条の2 市長の権限に属する事務で監査委員事務局に補助執行させるもののうち、第7条に規定する財務に関するものは、総務部長が専決する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（市民生活部長の専決事項）

第8条の3 1件20,000,000円以上の市税の収入命令に関するものは、市民生活部長が専決する。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第22条を次のように改める。

（契約検査課長の専決事項）

第22条 次の事項は、契約検査課長が専決す

る。

- (1) 入札参加者の資格確認に関する事。
- (2) 土木及び建築工事の検査（別に定めるものを除く。）及び指導に関する事。

第23条を削る。

第24条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条を第23条とする。

第25条第1号中「（環境政策課に属する者を除く。）」を削り、同条を第24条とする。

第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（税務課長の専決事項）

第27条 次の事項は、税務課長が専決する。

- (1) 市税の納入通知に関する事。
- (2) 1件500,000円以上20,000,000円未満の市税の収入命令に関する事。
- (3) 市税の賦課に係る資料及び調査に関する事。
- (4) 課税物件の標識交付に関する事。
- (5) 市税の督促に関する事。
- (6) 市税及び税外収入の納入督促に関する事。
- (7) 市税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税の過誤納金の還付に関する事。

第38条（見出しを含む。）中「桂川・道路整備課長」を「桂川・道路交通課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程等の一部を改正する訓令

(亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程の一部改正)

第1条 亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程(平成26年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「企画管理部長」を「政策企画部長」に改める。

第8条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長」を削る。

第7条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市情報化の推進に関する規程の一部改正)

第3条 亀岡市情報化の推進に関する規程(平成25年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部」を「政策企画部」に改める。

第4条第1項中「総務部長」を「政策企画部長」に改める。

第7条第1項中「総務課長」を「情報政策課長」に改める。

第12条中「総務部総務課」を「政策企画部情報政策課」に改める。

(亀岡市広報広聴取扱要綱の一部改正)

第4条 亀岡市広報広聴取扱要綱(平成14年亀岡市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「秘書広報課長」を「広報プロモーション課長」に改める。

別記様式中「秘書広報課」を「広報プロモーション課」に改める。

(亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱(平成17年亀岡市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、契約検査課長、総務課長、市民課長」を「、人権啓発課長、契約検査課長、環境政策課長」に改める。

第8条中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部改正)

第6条 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領(昭和45年亀岡市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第7条第2項中「桂川・道路整備課長」を「桂川・道路交通課長」に改める。

(工事請負契約に係る工事の検査の実施区分に関する規程の一部改正)

第7条 工事請負契約に係る工事の検査の実施区分に関する規程(昭和63年亀岡市訓令第

6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市公正入札調査委員会設置要綱の一部改正)

第8条 亀岡市公正入札調査委員会設置要綱(平成16年亀岡市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画管理部長」を「総務部長」に改める。

第5条中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市建設工事事務調査委員会設置要綱の一部改正)

第9条 亀岡市建設工事事務調査委員会設置要綱(平成16年亀岡市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、契約検査課長、総務課長」を「、総務課長、契約検査課長」に、「桂川・道路整備課長」を「桂川・道路交通課長」に改める。

第6条中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱の一部改正)

第10条 亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱(平成19年亀岡市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「企画管理部長」を「総務部長」に、「、契約検査課長、総務課長」を「、総務課長、契約検査課長」に、「桂川・道路整備課長」を「桂川・道路交通課長」に改める。

第4条第2項中「企画管理部長」を「総務部長」に改める。

第6条中「企画管理部」を「総務部」に改める。

(亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱の一部改正)

第11条 亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

(亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正)

第12条 亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「桂川・道路整備課長」を「桂川・道路交通課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画進行管理・行政評価実施要綱及び第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画シンボルプロジェクト職員メンバー設置要綱の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画進行管理・行政評価実施要綱(平成30年亀岡市訓令第9号)

(2) 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画シンボルプロジェクト職員メンバー設置要綱(平成30年亀岡市訓令第13号)

公 告

亀岡市公告第21号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務
エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務
大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 【医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務】
医王谷エコトピア浸出水処理施設
亀岡市下矢田町医王谷25番地1
【エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務】
エコトピア亀岡浸出水処理施設
亀岡市東別院町大野法華1番地
【大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務】
大野区公共井水供給施設
亀岡市東別院町大野地内 |
| (3) 業 務 種 別 | 運転管理・水質管理・保守管理業務 |
| (4) 業 務 概 要 | 別紙「医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務 エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務 大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務仕様書 令和3～5年度」のとおり |
| (5) 業 務 期 間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約) |
| (6) 最低制限価格 | 不採用 |
| (7) 入札保証金 | 免除 |
| (8) 契約保証金 | 免除 |

2 入札参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「令和2年度 物品納入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録しており、第1希望又は第2希望が営業品目「23 保守管理業務」であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 一般廃棄物処理を対象とした管理型最終処分場の浸出水処理施設（浸出水処理能力が70m³/日以上）かつ飲料水供給施設（1日最大給水量が18m³/日以上）において、契約期間中全てが委託業者のみによる24時間運転（委託範囲に施設内点検及び小修繕を含む。）の実績があること。
- 実績については、令和3年2月1日時点において契約中であると共に、直近5年以内で過去2年以上連続して業務を履行している実績（同一契約先であって、単年・複数年の別を問わない。）を、近畿圏内（2府4県）で1件以上とする。
- なお、契約先は地方公共団体又は一部事務組合とし、元請単独企業として契約したものとする。
- (8) 業務の履行において、事業者が次の有資格者を自社において全て保有しているものとする。
- ア 最終処分場技術管理士
- イ 第二種電気工事士
- ウ 乙種第4類危険物取扱者
- エ 第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
- オ 有機溶剤作業主任者技能講習修了者

カ 水道技術管理者

キ 水道施設管理技士（浄水3級）

(9) (7)に記載している施設における設備の修繕を業として行っており、かつ公共における当該施設の設備修繕の実績を有する事業者とする。

(10) 単独企業での入札とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設運転業務実績調書（様式2）
- (3) 飲料水供給施設運転業務実績調書（様式3）
- (4) 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設における設備修繕実績調書（様式4-1）
飲料水供給施設における設備修繕実績調書（様式4-2）
- (5) 業務従事者予定者名簿（様式5）
- (6) 業務従事者予定者経歴書（様式6）
- (7) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式7）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年3月1日（月） 午後3時から 令和3年3月8日（月） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和3年3月1日は午後3時から午後5時まで、令和3年3月2日以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。
確認申請書等の受付	令和3年3月9日（火） 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで 令和3年3月10日（水） 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

		<p>なお、郵送の場合は書留にて、令和3年3月10日（水）午後4時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式で作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 オ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和3年3月15日（月）までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 令和3年3月8日（月）午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和3年3月16日（火）正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式8）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>

<p>質問に関する回答</p>	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和3年3月18日（木） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
<p>入札日時</p>	<p>令和3年3月22日（月） 午前10時00分（厳守）</p>	<p>入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり</p>

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務 エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務 大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務」の合計金額（年額）とする。また、落札決定に当たっては、入札書（様式9）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違えて千円未満まで記入した入札は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式10）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式11）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること。（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(9) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(10) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において

指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(11) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金

額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) 当該入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削除があった場合、発注者は本契約を変更し、又は解除することができるものとする。その場合、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (4) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (5) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (6) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (7) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (8) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部契約検査課

(電話番号 0771-25-5041)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ：

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年3月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第23号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年3月19日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第24号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年6月15日から令和5年3月31日まで

3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河三丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	蕨田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

4 事務所の所在地

亀岡市大井町並河一丁目21番1号

5 設立認可の年月日

平成21年6月15日

6 変更認可の年月日

令和3年3月23日

「揭示済」

亀岡市公告第25号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和3年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

2 施行地区の区域

区 域		付記	区 域		付記
大井町	並河堂又	全部	大井町	並河三丁目	一部
〃	並河前脇	一部	〃	南金岐重見	一部
〃	並河熊田	一部	〃	南金岐好実根	一部
〃	並河亀ヶ渕	一部	〃	南金岐丁田	一部
〃	並河深町	一部	禰田野町	太田古実根	一部
〃	並河観並	一部	〃	太田草田	一部
〃	並河二丁目	一部			

3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町浄法寺中村39の2、40の1、40の2、42の1の一部、43の9、43の11
 （関連区域）
 亀岡市篠町浄法寺中村43の3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 京都市下京区西七条北東野町113
 シミズ薬品株式会社

「揭示済」

任免及び辞令

見上 崇洋

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します

任期は令和4年12月31日までとします

令和3年3月1日

島田 千代美

石田 悦男

（各 通）

植木 多津子

大西 利和

佐藤 英夫

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員に委嘱します

人見 正

（各 通）

俣野 幸子

須田 みどり

亀岡市公務災害補償等審査会委員に委嘱します

令和3年3月2日

石田 数美

市岡 悦子

小川 顕正

木村 好孝

串崎 哲史

桑原 正明

（各 通）

坂本 信雄

佐藤 裕見子

高橋 昭人

玉記 道子

中村 篤志

中村 昌博

平井 亘

(各 通)

松 井 由香里

松 尾 和 美

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します
任期は令和5年3月11日までとします

令和3年3月12日

東 宏 和

亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

木 下 善 一

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和5年3月14日までとします

令和3年3月15日

横 田 政 幸

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

令和3年3月22日

関 吉 廣

亀岡市教育委員会委員の任命を解きます

飯 野 茂

亀岡市休日急病診療所管理医師の委嘱を解きます

塚 本 政 雄

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

塚 本 政 雄

亀岡市景観審議会委員の委嘱を解きます

令和3年3月31日

議会事務局欄

規 則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市議会議長 福井英昭

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏

名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、複数の者により請願を行う場合、請願者のうち提出者以外の者は、署名をもって記名押印に代えることができる」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月26日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

1 監査の種類

令和2年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等にかかる令和2年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、令和元年度決算において収入未済のある債権の管理状況や、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査し

た。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
市長公室 秘書広報課 人事課 ふるさと創生課	令和2年12月25日から 令和3年3月18日まで	令和3年2月15日
企画管理部 企画調整課 財政課 契約検査課	令和2年12月25日から 令和3年3月18日まで	令和3年2月15日 令和3年2月18日
議会事務局		令和3年2月18日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 議会事務局

令和2年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長公室

以下の各課に係る令和2年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 秘書広報課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人事課

公務災害補償基金返納金の収入について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ ふるさと創生課

亀岡市移住・定住促進施設「離れ」に
のうみの管理運営に関する年度協定につ
いて、指定管理料の変更が行われていた
が、積算の根拠が不十分であった。

指定管理料の変更を行うにあたっては、
明確な根拠資料のもと十分に確認を行い、
慎重に行われたい。

(3) 企画管理部

以下の各課に係る令和2年11月末現在
における財務に関する事務の執行等につ
いて、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

以上が議会事務局等における令和2年度の
財務に関する事務の執行等について監査した
結果である。

なお、本市に事務局を置き、本市職員が会
計事務を取り扱っている各団体や実行委員会
等に対して交付された補助金等の会計事務に
ついては、令和3年2月2日付け2監査第1
034号で提出した「定期監査及び行政監査
の結果に関する報告」（下記）を参考に、今
後の事務処理に留意されたい。

【令和3年2月2日付け2監査第1034号
「定期監査及び行政監査の結果に関する報
告」抜粋】

今回の監査においては、本市に事務局を置
き、各団体や実行委員会等の会計事務を本市
職員が取り扱っている事案について聞き取り
を行った。確認した主な内容は、不正や事故

防止の観点から、現金、預金通帳等の管理や
帳簿等の整備が適切に行われているかなどで
ある。

監査の結果、概ね適切に処理されていたが、
一部の団体の事務において、預金通帳や印鑑
等の保管、金庫等の鍵の管理などに、不適切
な事案が見受けられた。

預金通帳や印鑑については、互いの牽制機
能が働くように保管は別々にし、鍵につい
ては管理職を含めた複数の職員で管理し、十分
なチェック体制を整えてもらいたい。また、
現金の職場保管については、不正や事故防止
の面だけでなく防犯等の安全性のために、直
接、現金を取り扱うのではなく、口座振替等
の通帳による管理へ変更を検討されたい。併
せて、出納簿と通帳原本による金額等の確認
は管理職が定期的に行われたい。

現況、公金の管理は、財務会計規則や窓口
収納現金取扱基準などによって厳格に運用さ
れているが、職務上、本市職員が会計事務を
取り扱っている団体等の現金、預金等につ
いては規則等の適用対象外であり、公金に準
じる処理基準等もなく、所管課の裁量に委ね
られている。しかしながら、事故等が発生し
た場合、担当職員に加え本市の管理責任が問
われることになる。その団体等の現金、預金
等についても、公金同様に厳格な取り扱いに
留意すべきである。人的リスクを低減し、問
題の発生を未然に防止するためにも、公金に
準じた処理基準や実務マニュアルの整備等を
検討し、チェック機能が働く体制の改善を図
られたい。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌
規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2学校教育課の項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に、「教育研究所」を「みらい教育リサーチセンター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市立小学校、中学校及び義務
教育学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 職員組織（第10条—第14条の2）」を

「第5章 職員組織（第10条—第14条の2）
第5章の2 共同学校事務室（第14条の3）」に改める。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第10条第2項中「、学校栄養職員」を削り、同条第4項中「もののほか、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の設置に関する規則（平成2年亀岡市教育委員会規則第3号）に定める」を削る。

第10条の5を次のように改める。

（事務職員の職）

第10条の5 学校に必要な応じて、専門幹、事務主任、主任及び主事を置く。

2 専門幹は、上司の命を受けて特に重要な事務又は特定の範囲の事務を処理するほか、担任の事務を処理する。

3 事務主任及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

- 4 主事は、上司の命を受けて事務を処理する。
- 5 専門幹、事務主任、主任及び主事は、事務職員をもって充てる。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 共同学校事務室
(共同学校事務室)

第14条の3 学校に法第47条の4の規定に基づく共同学校事務室を置く。

- 2 共同学校事務室を置く学校（以下「設置校」という。）及び当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）の範囲は、教育長が別に定める。
- 3 共同学校事務室に室長及び職員を置く。
- 4 共同学校事務室に副室長を置くことがある。
- 5 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。
- 6 副室長は、室長を補佐し、室務を整理する。
- 7 室長、副室長及び職員は、対象学校の事務職員の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。ただし、室長については、当該事務職員の中から命ずることが困難であるときその他特別な事情があるときは、当該事務職員以外の者を命ずることがある。
- 8 共同学校事務室においてつかさどる事務は、次のとおりとする。
 - (1) 対象学校の学校運営に係る事務の企画、立案、連絡調整及び渉外に関すること。
 - (2) 対象学校の文書の収受その他の文書管理、公文書の審査、情報の公開及び個人情報の保護に関すること。
 - (3) 対象学校の教職員の給与、旅費及び福利厚生に関すること。
 - (4) 対象学校の財務及び会計に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室において処理することが当該事務の効率的な処理に資するものと認められる事務に関すること。

- 9 共同学校事務室の室長及び職員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に資するため、連絡調整を図り、相互に協力するよう努めなければならない。

- 10 共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の設置に関する規則の廃止)
- 2 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の設置に関する規則（平成2年亀岡市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市文化資料館条例施行規則の
一部を改正する規則

亀岡市文化資料館条例施行規則（昭和60年亀岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(入館料の納付)

第6条 入館料を納付した者に対し、入場券を交付する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

序中一般

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程及び亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月12日

亀岡市教育委員会

教育長 神先宏彰

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程及び亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

(学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部改正)

第1条 学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程(平成8年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育研究所」を「みらい教育リサーチセンター」に改める。

(亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会事務専決規程(昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

本則(第1条を除く。)中「研究所」を「リサーチセンター」に改める。

第1条中「教育研究所」を「みらい教育リサーチセンター」に、「研究所」を「リサーチセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
(亀岡市教育研究所企画運営委員会規程の廃止)
- 2 亀岡市教育研究所企画運営委員会規程(平成9年亀岡市教育委員会教育長訓令第5号)は、廃止する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市共同学校事務室運営規程を次のように定める。

令和3年3月23日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市共同学校事務室運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第14条の3第10項の規定により、共同学校事務室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 規則第14条の3第2項の規定により、共同学校事務室を置く学校(別表において「設置校」という。)及び当該共同学校事務

室がその事務を共同処理する学校(以下「対象学校」という。)の範囲は、別表に定めるとおりとする。

(経営計画及び評価)

第3条 室長は、共同学校事務室の運営に関する経営計画を策定し、教育長に報告しなければならない。

2 室長は、前項の経営計画の実施状況を評価し、教育長に報告しなければならない。

3 前2項の規定により報告するときは、室長は事前に第5条に規定する共同学校事務室協議会の意見を聞かなければならない。

(専決事項)

第4条 対象学校の校長の権限に属する事務のうち、室長は、次に掲げる事項を専決するものとする。ただし、重要又は異例なものは、この限りでない。

- (1) 共同学校事務室の職員の事務分掌に関すること。
- (2) 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第11条及び第12条に規定する扶養親族の認定に関すること。
- (3) 職員の通勤手当に関する規則(昭和33年京都府人事委員会規則6-11)第4条に規定する確認及び決定に関すること。
- (4) 職員の住居手当に関する規則(昭和45年京都府人事委員会規則6-33)第7条に規定する確認及び決定に関すること。
- (5) 前条に定める事務に係る定例的かつ軽易な照会、回答、報告等に関すること。

(服務)

第5条 共同学校事務室の室長、副室長及び職員の各々が所属する学校以外の対象学校(以下「兼務校」という。)において業務に従事するときの服務の監督は、当該兼務校の校長が行う。

(共同学校事務室協議会)

第6条 共同学校事務室の円滑な運営に資する

ため、共同学校事務室協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 共同学校事務室の室長及び副室長
 - (2) 教育委員会事務局の職員の中から教育長が指名する者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 3 協議会に会長を置き、会長は、校長の中から教育長が指名する。
- 4 協議会は、必要に応じて会長が招集し、共同学校事務室の運営に関することについて協議し、共同学校事務室間の連携を図るものとする。
- 5 協議会の庶務は、会長が所属する学校において処理するものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

共同学校事務室	設置校	対象学校
亀岡・西部ブロック	室長が属する学校	亀岡小学校 本梅小学校 畑野小学校 青野小学校 保津小学校 城西小学校 亀岡中学校 育親中学校
別院・中部ブロック	室長が属する学校	東別院小学校 西別院小学校 曾我部小学校 吉川小学校 薺田野小学校 大井小学校 千代川小学校 別院中学校 南桑中学校 大成中学校
東部・川東ブロック	室長が属する学校	安詳小学校 つつじヶ丘小学校 詳徳小学校 南つつじヶ丘小学校 東輝中学校 詳徳中学校 亀岡川東学園

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 471人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24,503人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12,252人

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和3年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年3月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和3年3月5日（金）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 3階
302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第3号議案 非農地証明交付について
- ・第4号議案 令和3年4月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号収益勘定の表中

「

給水収益	水道料金	水道料金
------	------	------

」を

「

給水収益	水道料金 用水供給料金	水道料金 用水供給料金
------	----------------	----------------

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
304	株式会社 小藪設備	代表取締役 小藪 智孝	綴喜郡井手町大字 多賀小字新造21番 地1-A

2 指定日

令和3年3月5日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和3年3月5日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
302	株式会社 小藪設備	代表取締役 小藪 智孝	綴喜郡井手町大字 多賀小字新造21番 地1-A

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
305	悠工業	代表 倉辻 悠樹	京都市右京区嵯峨 広沢池下町32番地 35

2 指定日

令和3年3月5日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和3年3月5日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
303	悠工業	代表 倉辻 悠樹	京都市右京区嵯峨 広沢池下町32番地 35

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
306	ワイター設備	山根 由紀夫	京都市伏見区小栗 栖山口町52-34

2 指定日

令和3年3月5日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和3年3月5日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
304	ワイツー設備	山根 由紀夫	京都市伏見区小栗 栖山口町52-34

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和3年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
307	有限会社 ダイショウ	代表取締役 堤 八重子	亀岡市馬路町高芝 原9番地1

2 指定日

令和3年3月9日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和3年3月16日から令和3年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

令和3年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和3年3月31日

2 供用及び汚水の処理を開始する区域

篠町篠（上西山・中西裏）、馬堀（広道・向端）、野条馬場前、大井町並河2丁目、千代川町湯井南筋、今津2丁目、曾我部町重利風ノ口、礮田野町佐伯（岩谷ノ内院ノ芝・下峠）、柿花茶屋、芦ノ山アゲキ、奥条大仲、吉川町穴川背戸田、吉田上河原、大井町南部土地区画整理事業区域内の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の
合流式又は分流式の別
分流式

4 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及
び名称

- (1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
- (2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

下水道法第4条第1項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和3年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 下水道の名称

亀岡市公共下水道

2 予定処理区域

亀岡市北町、西町、紺屋町、本町、柳町、塩屋町、矢田町、新町、内丸町、横町、旅籠町、呉服町、京町、西堅町、東堅町、突抜町、河原町、南郷町、荒塚町、大井町並河1丁目、並河2丁目、並河3丁目、北河原町1丁目、北河原町2丁目、西つつじヶ丘五月台1丁目、五月台2丁目、雲仙台1丁目、雲仙台2丁目、大山台1丁目、大山台2丁目、霧島台1丁目、霧島台2丁目、美山台1丁目、美山台2丁目、南つつじヶ丘大葉台1丁目、大葉台2丁目、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、桜台5丁目、東つつじヶ丘都台1丁目、都台2丁目、都台3丁目、曙台1丁目、曙台2丁目、曙台3丁目、曙台4丁目、篠町広田1丁目、広田2丁目、広田3丁目、見晴1丁目、見晴2丁目、見晴3丁目、見晴4丁目、見晴5丁目、見晴6丁目、見晴7丁目、

夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、夕日ヶ丘3丁目、馬堀駅前1丁目、馬堀駅前2丁目、野条、荒塚町1丁目、荒塚町2丁目、下矢田町1丁目、下矢田町2丁目、下矢田町3丁目、下矢田町4丁目、古世町1丁目、古世町2丁目、古世町3丁目、北古世町1丁目、北古世町2丁目、三宅町1丁目、三宅町2丁目、大井町土田1丁目、土田2丁目、土田3丁目、小金岐1丁目、小金岐2丁目、小金岐3丁目、小金岐4丁目、千代川町日吉台、千原1丁目、千原2丁目、今津1丁目、今津2丁目、今津3丁目、小川1丁目、小川2丁目、小川3丁目、安町、余部町、下矢田町、中矢田町、上矢田町、古世町、三宅町、追分町、大井町小金岐、南金岐、北金岐、並河、かすみヶ丘、千代川町小林、千原、拝田、北ノ庄、湯井、高野林、川関、宇津根町、篠町柏原、王子、森、山本、馬堀、篠、広田、浄法寺、曾我部町重利、穴太、西条、南条、寺、春日部、中、法貴、犬飼、蕨田野町佐伯、天川、太田、鹿谷、柿花、奥条、芦ノ山、吉川町穴川、吉田、保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島、下中島地内の各一部又は全部

3 予定排水区域

1,458ha

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

昭和49年12月12日

工事完成予定年月日

令和5年3月31日

5 事業計画案の縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

6 縦覧期間

令和3年3月5日から

令和3年3月19日まで

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第2号

令和3年2月25日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和3年7月31日までとする。

令和3年3月9日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

2

「揭示済」

亀岡市立病院公告第3号

令和3年2月25日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和3年7月31日までとする。

令和3年3月9日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

薬1

「揭示済」